

公益財団法人千里リサイクルプラザ平成26年第1回理事会議事録

1. 開催日時 平成26年3月6日(木)午後2時から同3時まで
2. 開催場所 吹田商工会議所会館 2階 第1会議室
3. 理事現在数 11名
4. 理事定足数 6名
5. 出席理事数 9名
岡本 昌則 梶谷 尚義 岸 勝司 小南 康隆 土屋 正春
羽間 紀雄 山中 直義 湯川 求 吉川 英次
6. 欠席理事 寺西 重博 安田 博明
7. 出席監事 竹原 道幸 森 正一
8. 会議の目的事項
決議事項 第1号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員就業規則の制定の件
第2号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員給与規則の制定の件
第3号議案 平成26年度(2014年度)公益財団法人千里リサイクルプラザ事業計画及び収支予算等の承認の件
第4号議案 公益財団法人千里リサイクルプラザ研究所所長の選任の件
報告事項 専決処分報告
専決第1号 公益財団法人千里リサイクルプラザ情報公開規則の一部改正について
その他の報告 ① 国債の買換えについて
② 指定管理者選定結果の資料について

9. 会議の概要

(1) 議長の確認

冒頭で坪田一美参事が司会となり、本日の議長は定款第37条の規定により岡本昌則理事長が務める旨を報告した。

(2) 定足数の確認

議長は、本日の出席理事数が9名で定款第38条第1項の規定により定足数を満たしており、本日の理事会が有効に成立していることを報告した。

(3) 議案の審議状況及び議決結果

① 第1号議案「公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員就業規則の制定の件」及び第2号議案「公益財団法人千里リサイクルプラザ嘱託職員給与規則の制定の件」

議長は第1号議案及び第2号議案を一括議題とし、事務局にその説明を求めたので、坪田一美参事が次のように説明した。

当財団で常時勤務する職員に適用される職員就業規則第2条(適用範囲)の規定の中で適用外とされている「理事長が別に定める者」に関して、理事長決裁により制定されている嘱託職員及び非常勤職員の2本立ての就業規則及び給与規則をそれぞれ1本化し、職員に関する規則と同列に格上げしようとするもので、現在、週5日勤務の嘱託職員1名と週4日勤務の非常勤職員9名が中心に財団運営の実務を担っていることから、給与体系の1本化や規則の簡素化について、より実態に即したものにすべきであると判断し、提案するものである、と説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、質問・意見ともになかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第1号議案及び第2号議案は承認可決された。

②第3号議案「平成26年度(2014年度)公益財団法人千里リサイクルプラザ事業計画及び収支予算等の承認の件」

議長が議案について事務局に説明を求めたので、事業計画については近藤均参事が、収支予算等については松尾吉章主幹がそれぞれ議案書及び議案参考資料を基に順次説明した。

議長が質問を求めたところ、次のような質疑応答があった。

(梶谷理事)

これまでに実施してきた事業の中で市民の関心が高かった、あるいは申込・参加者数が多かった事業にはどのようなものがあったのか。また、平成26年度計画で新たな事業にはどのようなものがあるのか。

(近藤参事)

関心が高かったとまではいえないが、実践教室関係の受講者数ではバーナーワーク教室の参加者が記録上少し増えている。

(岸専務理事)

実施している事業の3分の2以上が吹田市の受託事業で、平成26年度からは吹きガラス工房と陶芸教室が廃止された。ただ、陶芸教室についてはリサイクル陶土を活用し、試行してゆくため自主事業で計画している。指定管理者の要件の一つに自主事業を充実させることがあり、どちらかといえば高齢者が中心となりかけている利用者を若者にも利用してもらえるように事業の内容を変更するとともに、平成27年度からは低炭素時代に向けた取り組みとして、講演事業を4回ないしは5回開催、またプロジェクトチームも設定したいと考えている。

他に質問がなかったので議長が意見を求めたところ、意見がなかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第3号議案は承認可決された。

③第4号議案「公益財団法人千里リサイクルプラザ研究所所長の選任の件」

議長が議案について事務局に説明を求めたので、坪田一美参事が、現在研究所長である北啓二職員が平成26年3月31日付で定年となることから、その後任に当財団理事及び総括主担研究員でもある土屋正春氏が適任であると判断し、提案したものである、と説明した。

議長が質問及び意見を求めたところ、質問・意見ともになかったので採決を諮ったところ、満場一致をもって第4号議案は承認可決された。

(4)報告事項

①専決処分報告

議長が専決第1号 情報公開規則の一部改正について、吹田市条例の改正に伴うもので、平成26年1月1日付けで一部改正した、と報告した。

②その他の報告

岸勝司専務理事がその他の報告について次のとおり報告した。

i)「国債の買換えについて」

平成25年3月21日開催の第1回理事会において承認された「基本財産の運用換えの件」について、平成26年1月24日に実施した。

当初は昨年の4月早々に実施する予定で見積もり合わせを実施するも、おそらくアベノミクス

効果によると思われる債券市場の高騰で、想定していた価額では売買できない状況であったため、しばし様子見していたが、売却予定の国債の残存年数が9年を割り込み、これ以降は限りなく額面に近づいてゆくと、参考資料-1のとおり売買を実施した。この買換えによる利息収益の増額は毎年度480万円となる。

ii) 「指定管理者選定結果の資料について」

吹田市資源リサイクルセンターの指定管理者として平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間、当財団が平成25年12月吹田市定例会で承認された。

参考資料-2はその選定経過と選定委員の無記名の評価コメントで、選考結果の各委員の項目別の採点にはかなりばらつきがあり、当方が困惑するような点数も見られるが、全委員共に合計点は最低基準点以上であった。

評価コメントの中には、項目1の「市民の平等な利用が確保されることについて」に対して「公益法人と市との関係を整理して欲しい」というコメントがあるが、どのような意味合いなのか不透明な部分もあるので、市と協議しつつ整理するべきものかどうかを検討してゆく。

また、項目3の「施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有しているか、又は確保できる見込みのあることについて」に対するコメントには、プロパー職員の採用やより若い力が望まれる、という意見が多かったが、若年・壮年層である30歳から40歳代のプロパー職員を雇用するための人件費を賄えるかどうか、今後の大きな検討課題である。

現在、60歳以上の職員が9割を超えているような職員の年齢構成による財団運営では、先行き非常に厳しいものがあると考えているので、今後若年層の採用について推し進めてゆくよう最大限努力してゆきたい。

(5)その他

議長が、その他審議すべき事項について出席理事に発言を求めたところ、次のような発言があった。

(土屋理事)

先ほどの「公益法人と市との関係を整理して欲しい」というコメントは考えようによっては非常に重要なポイントに思うが、この資料には要約と書いてあるので別に詳細なコメントでも持っているのか。

(岸専務理事)

持っていないし、市の担当者にも確認したがコメントの意味するところは不明。確認するには市担当から直接本人に尋ねてもらうしかない。

(羽間副理事長)

各選定委員の採点は最低基準点を全員上回っているものの、60~69点という非常に厳しい評価である。当財団の提案内容に対して物足りなさを感じている委員が多いように見受けられる。その中でも60点という最低点をつけた委員が厳しい評価をされたと思うが、誤解があるように思う。

この施設と財団法人は吹田市が設置・設立したもので、開設以来吹田市の出向職員やOB職員により運営してきており、そういう関係が現在も引き続いているように見られていると思う。新公益法人移行後は人事・運営に関してきっちりと線引きしているが、1・2年程度では見方が変わるには至っていないように感じる。

(小南理事)

理事の皆さんの意見が少なく思うが、実際に財団がくるくるプラザでどんな事業をしているのか、見たり参加したりしたことがあるのでしょうか。書面の文字や言葉でいくら説明されても具体的に実際

どんなことをするのかわからないと思うので、1年に1回くらいはプラザで会議を開催しても良いように思う。

(岸専務理事)

今回の会議はプラザで開催し、工房等の見学もできるよう検討したい。

(土屋理事)

お手許にお配りしている研究所関係の資料2枚(年間計画書、各プロジェクト計画書)ですが、主担研究員の役割や市民研究員の7つのプロジェクトにおける平成26年度の活動内容について、まとめてあるので、研究所の事業内容について理解を深めてもらいたい。

特に「施設案内プロジェクトチーム」については、年間数千人の来館者に対して分かりやすく説明する必要があり、それを職員がするのではなく、町の人が町の人を対象に説明する、そのところの意味を感じ取ってもらいたい。つまり、町の人が知恵を次の世代に伝えてゆく、というつかかり・場面なのです。同じ生活者が同じ生活者に対して説明するために必要な勉強をする、という生活スタイルを定着・普及させるための拠点で、そのためのチームを創ってゆく、という意味のあることで、前に推し進めたい。

私は滋賀県の企業約500社が集まったある団体の会長をしているが、何をやる団体かという滋賀県の経済をESGで展開してゆこうというものです。ESGとはEnvironment、Social、Governanceの頭文字で、つまりこれからの経営は環境配慮型でないともたない、社会貢献をしないと捨てられる、説明責任を果たさないと相手にされない、すなわちESGを早く我が物にした地域経済の所が生き残れる、ということです。アドバルーンを上げると500社も集まる、また町で環境講座を開くとたくさんの方が集まるというのは滋賀県の特徴でもある。そういうことを備えないとこれからの時代は難しいのは、何も滋賀県だけではなく全国、全世界どこでも同じことです。

プラザが町の人を相手にこのような事業をしているのも、長期的には大きなボールの一つを担っているわけです。大きなボールを共有するため、今日来られている民間企業、団体の方にぜひとも志を同じくしてご協力いただければ非常にありがたく思う。

以上をもって議案の審議等を終了したので、議長は午後3時に閉会を宣した。

この議事録が正確であることを証するため、定款第39条第2項の規定により、理事長及び監事は記名押印する。

平成26年3月6日

理事長 岡本 昌則

監 事 竹原 道幸

監 事 森 正一